

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定により認定したので、対象区域等を次のとおり公告する。

平成二十七年十月十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

第七号	認定番号	認定年月日	対象区域	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所
		平成二十七年 九月十四日	埼玉県朝霞市三原二丁目 千四百八十七ー一	埼玉県川越建築安全セン ター